

1 組織に関する情報

目的、業務概要及び国の施策との関係

1 目的

旭川医科大学は、進歩した医学及び看護学を教授研究するとともに人命尊重を第一義とし、医の倫理に徹した人格高潔な医師及び医学研究者並びに豊かな教養と人格を備えた看護職者及び看護学研究者を育成することを目的としています。

2 業務の概要

国立大学法人旭川医科大学は、次の業務を行います。

- (1) 旭川医科大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 国立大学法人旭川医科大学以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の国立大学法人旭川医科大学以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 旭川医科大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。
- (7) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 国の施策との関係

本学は、文部科学大臣が定めた中期目標に基づき、当該中期目標を達成するために、中期計画(文部科学大臣の認可を受けます。)を策定し、この中期計画を基に、各事業年度の業務実施計画(年度計画)を策定し、業務を行います。